

北方町立保育園民営化及び統廃合計画

令和3年3月策定

北方町

1. 計画策定の趣旨及び目的

わが国の少子高齢化と人口減少の進行はこれまでの推測を超える厳しい状況にあります。地域社会においても、核家族化が進展している中、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、児童虐待、子どもの貧困問題など子育て家庭や子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、その対策は先送りできない重要な課題となっております。

本町においては、「第2期北方町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「つながりと信頼を深め、いきいきとした子どもを育て合うまち 北方」を基本理念に、住民同士のつながりが強くなることで地域が活性化し、子どもの健やかな成長を地域で見守るとともにすべての親が子育ての楽しさや喜びを感じ、すべての子どもたちがのびのびと成長できるまちづくりを推進しています。

町立保育園の運営においては、町立認定こども園の施設整備・運営、町立幼稚園、町立保育園の再編等の検討を行いながら、各施設及び町教育委員会等関係機関との連携を進め子ども一人ひとりの力を十分に伸ばすことのできる環境の整備を図るとともに、子育て世代が求める多様なニーズに対応できる環境づくりに努めていかなければなりません。

また、家庭や地域における子育て支援の推進を目的に、「すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育・保育、地域における子育て支援の質・量の拡充を図る」とする「子ども・子育て支援制度」の趣旨を踏まえ、「量的拡充」と「質の向上」を両輪として取り組みを進める必要があります。

このような状況の中、少子化の進展等を鑑みると限られた人材や財源の中で、利用者が求める多様な保育ニーズに対応し、保育環境の向上を図るとともに、安定的に継続して提供できる保育施設の運営を公共だけで担っていくのは限界があります。そこで、民間の力を活用した弾力的な保育事業の展開が不可欠になってくると考えており、町立保育園の民営化及び統廃合を行っていくことは避けて通れない課題であると捉えております。

以上の観点から、保育施設の適正な運営並びに町立保育園の民営化及び統廃合を具体的に進めていくための「北方町立保育園民営化及び統廃合計画」を策定するものです。また、この計画は保育施設の運営を行う事業体の継続性を確保し、適切に民間移行が実施できることを目的として定めます。

2. 計画期間

本計画の期間は、令和3年度から令和9年度までの期間とします。ただし、保育ニーズの動向や社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて期間の延長や内容の見直しを行います。

3. 児童数の今後の見込み

人口推計は、コーホート要因法※を用いて、北方町の人口推計を行い、就学前児童の各年齢別の推計人口を求めました。(表1)

本町の0歳～5歳の人口は減少傾向にあり、就学前児童の人口は、平成28年度には997人でしたが、令和6年度には合計817人になると見込まれます。

※コーホート要因法：各コーホート(同じ年に生まれた人々の集団)について、「自然増減」(出生と死亡)及び「純移動」(転出入)という2つの「人口変動要因」それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法です。

表1) ○実績及び推計人口(0歳～5歳) (年)

年齢	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
0歳	159	161	171	119	142	138	135	133	131
1歳	166	161	167	168	120	143	139	136	134
2歳	160	168	161	167	170	121	144	140	137
3歳	156	161	177	160	170	173	123	146	142
4歳	176	157	158	181	162	173	175	125	148
5歳	180	170	166	155	181	163	174	176	125
合計	997	978	1,000	950	945	911	890	856	817

令和2年度以降推計(令和元年10月作成)

資料：住民基本台帳(平成28年～令和元年：9月末日現在)

4. 保育園民営化及び統廃合の全体方針

(1) 全体方針

限られた財源の中、待機児童対策や保育環境の更なる充実、利用者の選択の幅の拡大などを実現するため、「民間にできることは民間へ」という役割分担の考え方を踏まえ、町立保育園4園のうち北方東保育園、北方南保育園、北方中保育園の3園を民営化及び統廃合の対象とします。ただし、残りの1園である北方北保育園については、きた子ども館との複合施設であることと、近郊に町立認定こども園が新設されるため、町立保育園3園のうち2園を民営化し、残りの1園を統廃合した後、廃止もしくは継続の検討を行っていきます。

(2) 実施時期

民営化の時期については、3園を同時に民営化及び廃止をすることは入所児童の受け入れ先の確保をする必要があるため現実的ではありません。そのため、民営化に伴う建替え又は改修工事等（以下「建替え等」という。）の間、他の町立保育園で受け入れができるよう調整しながら進めていくこととします。

令和7年4月に2園のうち1園の開園に向けて民営化を行い、残りの1園については令和9年4月開園に向けて民営化を進めていきます。

また、北方中保育園については、新設される町立認定こども園と統合するかたちで令和9年3月末に廃止をすることとし、北方北保育園については現在の入所児童の状況等から、将来の保育需要などを踏まえ民営化又は廃止の時期について検討していく必要があります。

表2) ○町立保育園一覧（令和2年4月1日時点）

No.	保育所名	認可定員	利用定員	入所 児童数	保育年齢	建物構造	建築年度	備考
1	北方中 保育園	165名	165名	121名	6ヶ月～5歳	鉄筋コンク リート造	S50 (築45年)	
2	北方南 保育園	200名	183名	126名	6ヶ月～5歳	鉄筋コンク リート造	S57 (築38年)	増改築有
3	北方東 保育園	90名	90名	71名	6ヶ月～5歳	鉄筋コンク リート造	S54 (築41年)	
4	北方北 保育園	70名	70名	40名	1歳～5歳	鉄筋コンク リート造	S55 (築40年)	複合

※複合は、きた子ども館との複合施設。

5. 保育園の個別方針

(1) 民営化する保育園

保育所運営は社会福祉事業であることから、民営化後も質の高い保育サービスを継続的かつ安定的に提供する必要があります。安定した保育所運営には一定数以上の児童が在籍し、かつ将来の保育需要が見込めることが重要となります。そのため、北方東保育園及び北方南保育園の2園については6（1）民営化の方法により「公私連携保育所型認定こども園」又は「公私連携幼保連携型認定こども園」（以下「公私連携型認定こども園」という。）に移行を行うこととします。また、民営化に伴う建替え等の間、既存の園にて入所児童の受け入れをするため、移行の順番等について民営化の時期を調整します。

① 公私連携型認定こども園へ移行する場合の公有財産の条件

6（4）土地・建物等の取り扱いによるものとします。

② 公私連携保育法人の指定

ア 公私連携保育法人は、「北方町公私連携保育法人の指定に関する要綱」等を新たに制定し、県内の社会福祉法人又は学校法人から公募します。

イ 公私連携保育法人の選考は、新たに選定委員会を設置し、提案（プロポーザル）方式により決定します。

ウ 選考の基準は別に定めます。

③ 本町は公私連携保育法人と連携して安定的で継続した保育の提供ができるよう支援を含め運営等に関与していきます。ただし、具体的な支援方策については本町の財政状況等を鑑みながら、検討を行い公私連携保育法人と協議していきます。

以下に北方東保育園を民営化する最初の保育園とした場合の主なスケジュール案について例示します。

<主なスケジュール案>北方東保育園

令和3年	4月～	計画公表
3年	8月	公私連携保育法人の募集
3年	10月	公私連携保育法人の選定
3年	11月～	公私連携保育法人との協定内容協議
4年	4月～	運営協議等
5年	3月	北方町議会に財産処分議案上程
		公私連携保育法人の指定
5年	4月～	国庫補助金等申請、工事開始
6年	4月	合同保育開始
7年	4月	（仮称）北部認定こども園開園

<主なスケジュール案>北方南保育園

令和3年 4月～	計画公表
3年 8月	公私連携保育法人の募集
3年10月	公私連携保育法人の選定
3年11月～	公私連携保育法人との協定内容協議
6年 4月～	運営協議等
7年 3月	北方町議会に財産処分議案上程 公私連携保育法人の指定
7年 4月～	国庫補助金等申請、工事開始
8年 4月	合同保育開始
9年 4月	(仮称) 南部認定こども園開園

表3)

○町立北方東保育園における入所児童の推移 ※各年4月1日基準 (単位:人)

	H28	H29	H30	H31	R2
0歳児	0	2	0	1	0
1歳児	6	7	10	11	5
2歳児	11	12	12	11	12
3歳児	13	20	19	18	17
4歳児	16	11	20	20	19
5歳児	21	16	11	20	18
合計	67	68	72	81	71

表4)

○町立北方南保育園における入所児童の推移 ※各年4月1日基準 (単位:人)

	H28	H29	H30	H31	R2
0歳児	3	5	4	7	1
1歳児	18	21	18	18	16
2歳児	22	23	23	19	19
3歳児	33	32	36	31	25
4歳児	40	36	31	35	28
5歳児	38	44	38	29	37
合計	154	161	150	139	126

(2) 統廃合する保育園

北方中保育園については、北方学園構想による北学園内に町立認定こども園の新設が予定されているため、町立認定こども園と統合し、廃止することとします。また、北方北保育園については、入所児童数の推移（表5）を見ても横ばい又は減少傾向にあり、大きな変化はありません。そのため、他の保育園の民営化等の状況を勘案しつつ今後の保育需要の動向等を見極めながら廃止もしくは継続を検討していくこととします。

<主なスケジュール案>北方中保育園

令和3年 4月～	計画公表
7年 4月	(仮称) 北部認定こども園開園
8年12月	北方町議会に廃止議案上程
9年 4月	北方中保育園廃園

表5)

○町立北方北保育園における入所児童の推移 ※各年4月1日基準（単位：人）

	H28	H29	H30	H31	R2
0歳児	0	0	0	0	0
1歳児	1	5	9	12	1
2歳児	6	6	11	8	15
3歳児	8	11	11	10	8
4歳児	8	8	10	8	8
5歳児	7	8	8	8	8
合計	30	38	49	46	40

表6)

○町立北方中保育園における入所児童の推移 ※各年4月1日基準（単位：人）

	H28	H29	H30	H31	R2
0歳児	3	4	4	3	3
1歳児	17	15	23	21	15
2歳児	20	21	23	23	28
3歳児	29	31	26	20	26
4歳児	19	25	33	28	20
5歳児	32	17	24	34	29
合計	120	113	133	129	121

6. 民営化に関する基本的な考え方

(1) 民営化の方法

認可保育所には、運営主体別に「公設公営方式」、「公設民営方式」、「民設民営方式」があります。

保育園の利用調整や保育料の決定・徴収については、どの方式でも違いはありませんが、園舎等の建物、職員採用・運営等、運営費負担、施設整備費には相違点があります。(表7)

また、公設民営の場合は、運営委託若しくは指定管理者制度を用いて運営することとなりますが、運営主体が数年単位で変更となる可能性もあり、保育園運営の安定と継続性に課題が残ります。一方、民設民営方式は原則として事業者が変更となることはないため、保育園運営の安定と継続性が確保されます。

平成27年度から就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴い、公有設備の無償又は廉価での貸し付けや譲渡を可能とする公私連携型保育所、公私連携保育所型認定こども園、公私連携幼保連携型認定こども園に移行するという方法ができました。そのため、町立保育園2園における具体的な民営化の方法については、この方法を利用し民営化することをめざすこととします。

表7) ○運営方式による相違点

	保育所の 利用調整	保育料の 決定・徴収	園舎等の 建物	職 員 採 用・運営等	運営費 負担	施設整 備費
公設公営	北方町	北方町	北方町	北方町	北方町 利用者	北方町
公設民営				事業者		
民設民営			事業者	事業者	国・県・町 利用者	国・町 事業者

(2) 民営化後の保育施設・事業

平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が施行され、保育施設・事業は大きく保育所と認定こども園、小規模保育事業所等の地域型保育事業に分けることができます。このうち、地域型保育事業は主に3歳未満児を対象としており、現在の町立保育園を民営化した後の運営方法としては相応しくありません。

一方、認定こども園は、教育と保育の垣根を取り払った施設運営が行われ、質の高い幼児教育・保育が提供されています。

こうした状況を踏まえ、民営化に伴い認定こども園への移行をめざすこととします。そのため、民営化の対象施設である町立保育園2園については、「公私連携保育所型認定こども

園」又は「公私連携幼保連携型認定こども園」に移行することとします。なお、今回の計画において「公私連携型保育所」の募集は行わないこととします。

(3) 民営化後の運営主体

保育所の運営は、規制緩和が行われ、従来から認められていた社会福祉法人に加え、学校法人や株式会社、NPO法人等さまざまな事業者の参入が可能となりました。

多くの種類の法人が運営主体となることは、多様な保育サービスが提供されるという点ではメリットがあります。

しかし、株式会社等は、幼保連携型認定こども園の運営は認められていません。また、本町には株式会社等により運営する認可保育所はありません。

このような中、社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的とした公益法人で、規制緩和前から社会福祉事業として保育所の運営を行っており、また、学校法人は、私立学校の設立・運営を目的とした公益法人で、従来から幼稚園などの運営を行っており、それぞれ質の高い幼児教育・保育の提供を行うことが見込まれます。

そのため、「社会福祉法人」又は「学校法人」の資格を有する民間法人から公募します。

(4) 土地・建物等の取り扱い

保育所や認定こども園の運営は、高い公共性を持っていることから、安定的な運営と質の高い幼児教育・保育サービスの提供が必要になるとともに、周辺環境への配慮や入所児童への影響を最小限に抑えることが求められます。

そのため、建物、建物に附属する設備、備品等は無償譲渡し、土地は使用貸借契約による無償貸付とします。なお、借地や複合施設の町立保育園については、この限りではなく、別途、取り扱いについて検討を行います。

また、民営化後、現在の北方東保育園については定員数の増を予定しているとともに、昭和50年代に建てられ老朽化が進んでいるため、公私連携保育法人が建替え等を行うこととします。また、北方南保育園については老朽化は進んでいるものの定員の増加に合わせて増改築を重ねているため、現状渡しを前提としますが、建替え等が必要な場合は、公私連携保育法人が行うこととします。そのため、民営化後の施設の維持・修繕・工事等については公私連携保育法人の費用で行うこととし、建替え等には国の補助金等を用いて本町の財政負担の軽減を図ります。また、本町においても財政状況を鑑みながら、既存園舎の建替え等にかかる解体撤去工事や建替え等に対する独自の支援方策について検討・協議していきます。

なお、建替える場合は現在地で行うことを前提とします。

※無償譲渡、及び無償貸付については、条例で定める場合を除き、議会の議決が必要となります。

※国の補助金等は、保育所等整備交付金等の活用及び本町の予算成立を前提としているため、今後の国の制

度改正等により変更する場合があります。

(5) 保育サービスの充実

3歳未満児の町立保育園への入園希望は毎年多くあります。しかし、現在の町立保育園は3歳未満児が入所することを前提として建てられていないため、設備等が不十分で、0、1、2歳児の受け入れにも限界があります。そのため、保育サービス向上の一環として、3歳未満児の定員の確保をおこなうこと及び障がい児保育を積極的に実施することを条件とします。

(6) 保育の引継ぎ

民営化によって保育士等の職員が入れ替わることから、入所児童や保護者の方への様々な影響を最小限に抑えることが重要となります。

そのため、円滑に民営化が実施できるよう、民営化による開園の前から町立保育園の保育士と公私連携保育法人が雇用した保育士による合同保育を実施し、保育内容の引き継ぎを行います。

(7) 民営化の条件

民営化を実施する際には、現在の保育の質を維持するとともに、保育サービスの向上を図る必要があります。そのため、公私連携型認定こども園の職員配置や保育事業、施設運営等に関する条件を設けることとし、募集要項に基づき実施します。

(8) 公私連携保育法人の選定方法

公私連携保育法人の選定においては、公平性や公正性が求められると同時に、職員配置や施設運営等について条件を設けて募集を行うため、条件への対応方法や施設の運営方針等について、専門家や現場経験者、保護者等の立場からの審査が必要となります。

そのため、幼児教育・保育の学識経験者、保護者を代表する者、地域の自治会を代表する者、関係行政機関の職員等により構成する「公私連携保育法人選定委員会」を新たに設置して、事業者選定を行います。

7. 公私連携保育法人との協定

今後の幼児教育・保育サービスの提供については、行財政の効率化という視点だけではなく、町民が利用して満足できる幼児教育・保育の仕組みをきちんと作っていくことが行政の果たすべき役割として求められます。

また、次のような連携を行うため、協定書を取り交わします。

① 連携の充実強化

幼児教育・保育サービスが行政の直接供給で無くなることから、公私連携保育法人には、町立保育園の施設長及び担当者等で構成する園長会に参加していただくなど、行政が強い指導力を発揮し、民間事業者との連携の強化・推進を図る必要があります。

② 人材の育成

幼児教育・保育サービスの質を高めるためには保育士等職員のスキルアップが大切であり、そのため、子どもの発達に即した幼児教育・保育内容や指導方法等についての研修内容を充実させる必要があります。

③ 情報提供の充実

自らのニーズにあった質の高い幼児教育・保育サービスを選択できるよう情報提供を積極的に行う必要があります。

④ 苦情解決の体制整備

第三者評価の実施によるサービスの質の向上を図る必要があります。

第三者評価制度が有効に機能しているかをチェックしていくとともに、困難事例については、行政が積極的に苦情解決に関わる必要があります。